

I 山村振興法の概要

I 山村振興法の概要

(1) 総則（第1条、第2条）

法の目的、山村の定義及び基本理念について定めている。

ア 目的（第1条）

国民生活全般にわたって重要な役割を果たしている山村の産業基盤や生活環境の整備等の状況にかんがみ、

- ・ 山村の自立的かつ持続的な発展の促進
- ・ 山村における地域の特性を活かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上
- ・ 山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。

イ 定義（第2条）

山村の定義は、「林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域」であり、政令で林野率 75%、人口密度 1.16 人/町歩等の要件を定めている。

ウ 基本理念（第2条の2）

基本理念については、山村の振興は、

- ① 山村の有する多面的機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、農林水産業の生産活動及び地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに、森林等の保全を図ることを旨として、
- ② 山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出等を通じた魅力ある地域社会の形成並びに山村への移住並びに定住及び特定居住並びに地域間交流の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

(2) 山村振興の目標と国等の責務（第3条～第5条）

広く山村地域の全体を対象に、振興の目標を明らかにし、目標を達成するため国及び地方公共団体が講ずべき施策を明示している。

ア 山村振興の目標（第3条）

山村の振興は、基本理念にのっとり、掲げられた目標に従って推進することとしている。具体的には、

- ① 交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保による山村とその他の地域及び山村内の交通機能の確保及び向上
- ② 通信施設の整備によるデジタル社会の形成を促進
- ③ 農道、林道等の整備等による未利用資源の開発
- ④ 農林水産業の生産性の向上、農林業の生産基盤の整備及び保全、農林業経営の近代化、観光開発、地域特性を生かした農林水産物の加工業や販売業の導入、地域資源活用による特産物生産の育成、再生可能エネルギーの利用推進、木材利用の促進等による産業の振興と安定的な雇用の増大
- ⑤ 国土保全施設の整備、防災体制の強化等による災害の防除

- ⑥ 教育、厚生及び文化に関する施設整備、医療、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童等の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備等による住民の生活の安定と福祉の向上
- ⑦ 移住、定住、特定居住や地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等による、多様な人材の確保及び育成等を掲げている。

イ 国の責務（第4条）

- ・基本理念にのっとり、法第3条の目標を達成するため、国は、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること
- ・山村の振興のために必要な事業の実施について補助事業等の条件の改善、地方公共団体の財源の確保等財政上、金融上及び税制上の措置が講じられるよう配慮すること
- ・国有林野の積極的活用等適切な施策の確立及び拡充に努めること

ウ 地方公共団体の責務（第5条）

- ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、法3条の目標を達成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めること
- ・都道府県は、市町村相互間の広域的な連携の確保、市町村に対する必要な情報の提供、その他の援助を行うように努めること

（3）山村振興基本方針及び山村振興計画の作成と計画に基づく事業の助成等（第6条～第10条）

都道府県の山村振興基本方針及び振興山村についての山村振興計画の策定、これに基づく事業の実施に関する国の助成措置等を定めている。

ア 調査（第6条）

政府は、振興山村の指定等のために必要な調査を行う。

イ 振興山村の指定（第7条）

主務大臣は都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、振興山村を指定することができる。

ウ 山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県は、山村振興基本方針を定めることができる。基本方針は国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靱化基本計画、水循環基本計画との調和について考慮が払われたものであることとされている。

エ 山村振興計画（第8条、第8条の2、第8条の3等）

振興山村市町村は、都道府県に協議しその同意を得て、山村振興基本方針に基づき、山村振興計画を作成することができ、国及び都道府県は、計画の作成に関し援助等に努めるものとされている。

オ 産業振興施策促進事項（第8条～第8条の9）

振興山村市町村は、農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（産業振興施策促進事項）を山村振興計画の中に記載することができることとし、以下①から④までの特例措置等について定めている。

【産業振興施策促進事項に係る特例措置及び配慮規定】

① 林業・木材産業改善資金助成法の特例（第8条の6）

振興山村市町村が、産業振興施策促進事項に森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た場合、林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間を延長する。

② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例（第8条の7）

振興山村市町村が、産業振興施策促進事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省各庁の長の目的外使用等に係る承認を受けたものとみなす。

③ 農地法等による処分についての配慮（第8条の8）

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、産業振興施策促進事項に記載された事業の用に供するため農地法等の規定による許可その他の処分を求められたときは、迅速に行われるよう適切な配慮をする。

④ 中小企業者に対する配慮（第8条の9）

国及び地方公共団体は、中小企業者が山村振興計画の産業振興施策促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対し必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をする。

カ 山村振興指針の勧告（第9条）

主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、山村振興指針を定め、都道府県に勧告することができる。

キ 山村振興計画に基づく事業の助成等（第10条第1項）

国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように関係地方公共団体の財政事情等に配慮して、助成その他必要な措置を講ずるものとする。

ク 市町村への交付金に関する規定（第10条第2項）

国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

ケ 山村振興の緊要度が高い振興山村への配慮（第10条の3）

国は、振興の緊要度が高い振興山村に係る計画に基づく事業であって、特に重要と認められるものについて、円滑な実施が促進されるよう配慮する。

（4）山村振興のための特別な措置（第11条～第21条）

山村振興のための特別な措置及び各種配慮規定等が定められている。

ア 基幹道路の整備（第11条）

振興山村における「基幹的な市町村道」及び「市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道」で、関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するものの新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができるとするとともに、その場合、国の負担又は補助の対象とする。

- イ 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第 17 条）
日本政策金融公庫は、振興山村において農林漁業者又はこれらの法人に対して、その者又はその法人が作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画で、都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行う。
- ウ 国及び地方公共団体に係る各種配慮規定等
- （ア）地方債についての配慮（第 10 条の 2）
地方公共団体が山村振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について特別の配慮をすること。
- （イ）地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等（第 17 条の 2）
地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について適切な配慮をすること。
- （ウ）情報の流通の円滑化等（第 18 条）
情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用の推進について適切な配慮をすること。
- （エ）農林水産業その他の産業の振興（第 18 条の 2）
農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進とともに、産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をすること。
- （オ）森林の整備及び保全の推進等（第 18 条の 3）
造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病虫害の駆除及びそのまん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮をすること。
- （カ）再生可能エネルギーの利用の推進（第 18 条の 4）
再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をすること。
- （キ）就業の促進（第 18 条の 5）
良好な雇用機会の拡充、実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をすること。
- （ク）防災に関する施策の推進（第 18 条の 6）
- ・ 防災に関する施設及び設備の整備
 - ・ 防災上必要な教育及び訓練の実施
 - ・ 被災者の保護、災害応急対策及び災害復旧の迅速かつ的確な実施のための体制整備及び関係行政機関の連携の強化
- の施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をすること。
- （ケ）感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等（第 18 条の 7）
国民生活、国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等に、生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを楽しむことができるよう適切な配慮をすること。
- （コ）医療の確保（第 19 条）
無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施等の事業実施に努めるとともに、無医地区以外の医療提供に支障が生じている地域の医療の充実が図られるよう適切な配慮をすること。
- （サ）介護給付等対象サービス等及び障害福祉サービス等の確保等（第 19 条の 2）
- ・ 介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、負担軽減に資する機器

等の導入、介護施設の整備並びに提供されるサービス等の内容の充実
・障害福祉サービス等に従事する者の確保、事業所等の整備及び提供されるサービス等の内容の充実
について適切な配慮をすること。

(シ) 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等（第 20 条）

高齢者の居住の用に供するための施設の整備及び児童福祉施設の整備等
について適切な配慮をすること。

(ス) 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減（第 20 条の 2）

保健医療サービス、介護サービス、保育サービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をすること。

(セ) 地域文化の振興等（第 21 条）

山村において伝承されてきた文化的所産、風俗慣習、民俗芸能等、遺跡、景観地の保存及び活用並びにこれらの担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、文化振興について適切な配慮をすること。

(ソ) 鳥獣被害の防止等（第 21 条の 2）

鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による鳥獣被害の防止、これらに寄与する人材の育成・確保及び捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進について適切な配慮をすること。

(タ) 教育環境の整備（第 21 条の 3）

通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするとともに、振興山村内外に居住する子どもが、山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をすること。

(チ) 移住等の促進に資する生活環境の整備（第 21 条の 4）

快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をすること。

(ツ) 移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進

（第 21 条の 5）

移住、特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をすること。

(テ) 都市等と山村の交流の促進等（第 21 条の 6）

山村等に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、都市等と山村の交流促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をすること。

(ト) 地域社会の担い手となる人材の育成等（第 21 条の 7）

地域社会の担い手となる人材の育成並びに山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携・協力の確保について適切な配慮をすること。

(ナ) 自然環境の保全及び再生（第 21 条の 8）

自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む。）に資するための措置について適切な配慮をすること。

(二) 規制の見直し（第 21 条の 9）

国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて振興山村を有する地方公共団体から提案があったときは、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をすること。

(5) その他（第 22 条、23 条）

ア 国土審議会の調査審議等（第 22 条）

国土審議会の役割について定められている。

イ 主務大臣（第 23 条）

主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣と定められている。

山村振興法の体系の概要

※主務大臣：国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣

山村振興法の目的（第1条）

山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。

山村の現状

山村の役割（第1条）

・農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保等自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承 等に重要な役割を担う

山村の実情（第2条）

・交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない

山村の定義（第2条）

山間地その他で政令に定める要件に該当するもの

旧市町村（S25の単位）のS35時点で

- ・林野率 0.75以上
- ・人口密度 1.16人/町歩未満

振興山村（第7条）

知事の申請→主務大臣※の指定

基本理念（第2条の2）

山村の振興は、次を旨として行わなければならない

- ・山村の有する多面的機能が十分発揮され、国民が将来にわたってその恵沢を享受できるよう、農林水産業の生産活動及び共同活動の継続、森林等の保全を図ること
- ・持続可能な地域社会の維持・形成がなされるよう、産業基盤、生活環境の整備等を図ること
- ・就業機会の創出、住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成、移住、定住、特定居住（二地域居住）及び地域間交流の促進を図ること

山村の振興は基本理念にのっとり、次の目標に従って推進

山村振興の目標（第3条）

交通機能の確保・向上 / デジタル社会の形成 / 農道・林道整備等による未利用資源の開発 / 産業振興と雇用増大 / 災害防除 / 住民生活の安定と福祉の向上 / 多様な人材の確保・育成

基本理念にのっとり、目標を達成するための責務

国及び地方公共団体の責務（第4、5条）

【国の責務】

- ・必要な施策を総合的に策定及び実施する責務
- ・必要な事業の実施に関し、補助の条件の緩和等の財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮すること
- ・国有林野の積極的活用その他の適切な施策の確立及び拡充に努めること

【地方公共団体の責務】

- ・必要な事業の円滑な実施、市町村相互間の広域的な連携の確保及び市町村への情報提供等の援助に努めること

山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県が作成→主務大臣に提出
（関係行政機関の長に通知）

基本方針に
基づき作成

山村振興計画（第8条）

- ・市町村が都道府県との協議の上作成
- ・主務大臣に提出（関係行政機関の長に通知）
- ・産業振興施策促進事項の策定 → 取組への特例措置

計画に基づく事業の助成等
（第10、第10条の2、11条）

- ・地域資源を活用する事業者への助成
- ・基幹道路の都道府県代行制度
- ・事業の補助条件の改善等（補助率のUP・採択基準緩和等）
- ・地方債についての配慮

計画に基づく特例

産業振興施策促進事項の特例
（第8条の6～第8条の9）

- ・林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ・補助金適正化法の財産処分の制限の特例
- ・農地法等による処分についての配慮
- ・中小企業者に対する配慮

国及び地方公共団体の配慮規定（第17条の2～第21条の9）以下の①～⑳の事項について、国及び地方公共団体は適切な配慮を行う

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、物資の流通の確保
- ② 情報の流通の円滑化、通信体系の充実、先端的な情報通信技術の活用の推進
- ③ 農林水産業その他の産業の振興
- ④ 森林の整備及び保全、木材利用の推進等
- ⑤ 再生可能エネルギーの利用の推進
- ⑥ 就業の促進
- ⑦ 防災に関する施策の推進
- ⑧ 感染症発生時における住民生活の安定等
- ⑨ 医療の確保（遠隔医療を含む）
- ⑩ 介護給付等対象サービス・障害福祉サービス等の確保等
- ⑪ 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等
- ⑫ 保健医療サービス、介護サービス、保育サービスの住民負担の軽減
- ⑬ 地域文化の保存・活用、保存・活用の担い手の育成、文化の振興
- ⑭ 鳥獣被害の防止、被害防止に寄与する人材の育成・確保、ジビエ利用の促進
- ⑮ 教育環境の整備
- ⑯ 移住等の促進に資する生活環境の整備
- ⑰ 移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進
- ⑱ 都市等と山村の交流の促進等
- ⑲ 地域社会の担い手となる人材の育成、関係者間の連携・強力な確保
- ⑳ 自然環境の保全及び再生

株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第17条）

（株）日本政策金融公庫は、振興山村の農林漁業の経営改善又は振興に係る計画の実施に必要な資金貸付けを行う。

2 山村振興法の制定と主な改正経緯

(1) 全国山村振興連盟の発足（昭和 38 年）

山村地域は、経済効率や投資効果から判断すれば開発に不利な地域であり、また、それまでの開発関係法はいずれも山村の総合的な振興を目指したものではなかった。

このような情勢の中で、全国奥地山村振興協会の会員に国会議員を加えるなどし、「全国山村振興連盟」（会長：福田赳夫氏（衆議院議員）、国会議員 200 余名、関係町村長 800 余名で構成）が発足（昭和 38 年 6 月）した。その設立総会で山村振興についての法律制定が決議された。

一方、自民党政務調査会に「山村振興特別委員会」（委員長：福田赳夫氏（衆議院議員）が設置（昭和 38 年 12 月）され、同党内においても立法化の運動が進展した。

(2) 山村振興法の制定（昭和 40 年）

昭和 39 年 6 月、第 46 国会において、「山村振興法案」が自民党により単独提案された。しかしながら、同国会は I L O 案件で紛糾したこと等により、同法案は審議日程に登らず、同国会は閉会した。

昭和 40 年、第 48 国会では、自民党、社会党、民社党の 3 党間で調整がつき、衆議院農林水産委員長（浜地文平氏）により「山村振興法案」が提出された。

同年 3 月 31 日には衆議院の農林水産委員会及び本会議、4 月 27 日には参議院農林水産委員会、翌 28 日には参議院本会議でそれぞれ可決され、山村振興法は成立した。同法は、昭和 40 年 5 月 11 日、法律第 64 号として公布、即日施行された。

なお、法制定の審議に当たり、参議院農林水産委員会で、次の附帯決議がなされている。

○ 参議院農林水産委員会山村振興法案に対する附帯決議（昭和 40 年 4 月 27 日）

政府は、本法施行にあたり、左記事項を検討し、これが措置に遺憾なきを期すべきである。

1. 第 4 条の国の施策としての国有林野の積極的活用は、林業基本法第 4 条の主旨に則り、放漫なる解放にならないよう厳格に措置すること。
2. 政府は、振興山村の指定の全体計画を策定し、一定期間内に計画的に振興目標が達成できるよう機構の整備を図るとともに行政指導に遺憾なきを期するよう努力すること。
3. 政府は、山村振興計画の実施が経済効果を十分発揮できるよう予算措置をすること。

右、決議する。

山村振興法の所管は経済企画庁となり、同庁総合開発局に山村振興課が設置された。

その後、昭和 49 年 6 月の国土庁設置に伴い、本法は特定地域振興の諸法律とともに、国土庁所管となった。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革関係法の施行により、国土交通省、総務省及び農林水産省の共管となり、現在に至っている。

(3) 山村振興法の主な改正の経緯（昭和 50 年～）

表－1 に示すとおり。

表－１ 山村振興法の主な改正の経緯

年月	制定・改正の主な内容
S40 年 5 月	○ 山村振興法の公布・施行
S50 年 3 月	○ 法の有効期限の 10 年間延長 ○ 市町村が管理する基幹的農道、林道等について都道府県による代行制度を追加 ○ 「医療の確保」「地域文化の保存」等各種配慮規定を追加
S53 年 5 月	○ 「山村振興対策審議会」の廃止と、「国土審議会山村振興対策特別委員会」の設置
S53 年 7 月	○ 農林省の農林水産省への改称に伴う改正
S60 年 3 月	○ 法の有効期限の 10 年間延長 ○ 自然的、経済的、社会的条件に特に恵まれず、産業基盤及び生活基盤の整備程度が著しく低く、振興の緊要度が高い振興山村について、山村振興計画に基づく重要な事業の実施が促進されるよう配慮する旨の規定を追加
H2 年 3 月	○ 農林漁業金融公庫資金（「振興山村・過疎地域経営改善資金」）の貸付対象者等を追加（「農林漁業者の組織する法人」等を追加）
H3 年 3 月	○ 山村振興の目標に「山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図ること」を追加 ○ 振興山村市町村の第 3 セクターが作成した森林、農用地の保全に関する事業等の計画を都道府県知事が認定する制度（認定法人制度）を追加 ○ 上記計画に基づく事業実施に必要な機械・建物等を取得した場合の税制上の特例措置を追加
H7 年 3 月	○ 法の有効期限を 10 年間延長 ○ 認定法人による保全事業等の対象範囲の拡大（「森林施業に関する研修に関する事業」及び「都市等との地域間交流に関する事業」）を追加 ○ 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」「高齢者の福祉の増進」等各種配慮規定を追加
H11 年 7 月 12 月	○ 都道府県知事が山村振興計画を作成するに際し必要な内閣総理大臣の承認が、同意を要する協議に改正（地方分権一括法による改正） ○ 中央省庁等の再編に伴い、「内閣総理大臣」を「主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）」に改正（中央省庁等改革関係法施行法による改正）（施行は平成 13 年 1 月 6 日）
H17 年 3 月 6 月	○ 法の有効期限を 10 年間延長 ○ 計画体系の変更（山村振興計画の作成主体を市町村とし、都道府県はこれらの規範となる基本方針を作成） ○ 認定法人の要件の緩和（「農林産物の製造・加工・販売の事業」及び「都市等との地域間交流に関する事業」を単独で実施する場合を追加） ○ 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」及び「医療の確保」について、それぞれの内容を拡充するとともに、「都市と山村との交流等」及び「鳥獣被害の防止」の配慮規定を追加 ○ 独立行政法人住宅金融支援機構法附則第 35 条の改正に伴い、山村振興法第 16 条の廃止
H20 年 10 月	○ 政策金融改革の一環として、政策金融機関が統合されたことに伴い、「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改正
H23 年 8 月	○ 地方分権改革推進委員会による第 3 次勧告に基づき、所要の改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正）
H27 年 3 月	○ 法の有効期限を 10 年間延長 ○ 基本理念の新設 ○ 「山村の自立的発展」等の目的規定等の充実 ○ 山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載できることとし、特例措置を追加 ○ 国は農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業振興の取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加 ○ 「再生可能エネルギーの利用の推進」、「介護給付等対象サービス等の確保」及び「教育環境の整備」についての配慮規定を追加
R3 年 3 月	○ 租税特例措置の廃止

年月	制定・改正の主な内容
R7 年 3 月	○ 法の有効期限を 10 年間延長 ○ 「山村の自立的かつ持続的な発展」等の目的規定の充実 ○ 基本理念に山村の有する機能を充実したほか、「農林水産業の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の發揮に資する共同活動の継続を図る」等を追加 ○ 山村振興の目標に「デジタル社会の形成の促進」「農林水産業の生産性の向上」「防災体制の強化」「児童の福祉の増進」「子育て環境の確保」「住民の生活の安定」「移住・定住・特定居住・地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等」を追加 ○ 国・地方公共団体の責務を規定 ○ 配慮規定の新設、拡充 ○ 地方税の不均一課税に係る規定を削除

山村振興法の一部を改正する法律概要

第一 背景

山村振興法は、昭和 40 年に議員立法により 10 年間の時限立法として制定され、その後、5 度にわたり期限延長（令和 7 年 3 月 31 日失効）

→ 山村の振興を引き続き図るため、法期限を延長するとともに、現状の課題に合わせた改正が必要

第二 改正の概要

一 総論的事項の改正

1 目的

- ・ 山村の役割として「農林水産物の供給」「生物多様性の確保」「地球温暖化の防止」を明記
- ・ 振興の目的として「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域の特性を生かした産業の成長発展等」を明記
- ・ 移住・定住・二地域居住・地域間交流のそれぞれの促進を明確化

2 基本理念

- ・ 「農林水産業の生産活動及び農業者等の地域住民による共同活動」の継続を明記
- ・ 山村における「持続可能な地域社会の維持及び形成」を明記

3 山村振興の目標

- ・ 「日常的な移動のための交通手段の確保」「デジタル社会の形成の促進」「農林水産業の生産性の向上」「防災体制の強化」「児童の福祉」「子育て環境の確保」「住民の生活の安定」を明記
- ・ 「移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等」の目標を新設

4 国・地方公共団体の責務

- ・ 国：「施策を総合的に策定及び実施」する責務と「税制上の措置」への配慮を追加
- ・ 都道府県：「市町村相互間の広域的な連携の確保」「情報提供等の援助」の努力を追加

二 山村振興基本方針の改正

防災基本計画、国土強靱化基本計画、水循環基本計画との調和を追加

三 配慮規定の充実

1 交通通信関係

- ・ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等、情報の流通の円滑化等

2 産業振興関係

- ・ 農林水産業その他の産業の振興、森林の整備及び保全の推進等、就業の促進

3 災害防除等関係

- ・ 防災に関する施策の推進、感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等

4 住民福祉の安定・向上関係

- ・ 医療の確保、障害福祉サービス等の確保等、児童福祉施設の整備等、保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減
- ・ 地域文化の振興等、鳥獣被害の防止等、教育環境の整備

5 移住・定住・二地域居住の促進等関係

- ・ 移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進、都市等と山村の交流の促進等、地域社会の担い手となる人材の育成等

6 その他

- ・ 自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む。）、規制の見直し

四 法期限の延長

法期限を 10 年間延長（令和 17 年 3 月 31 日まで）

公布：令和 7 年 3 月 31 日、施行：令和 7 年 4 月 1 日